㊢　　　　　　薬第1439-5号

令和４年３月７日

各関係団体長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、令和４年３月７日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる４物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

1. エチル＝２―［１―（５―フルオロペンチル）―１Ｈ―インドール―３―

カルボキサミド］―３，３―ジメチルブタノアート及びその塩類

【通称名】５Ｆ―ＥＤＭＢ―ＰＩＣＡ、５Ｆ―ＥＤＭＢ―２２０１

1. ２―［（４―エトキシフェニル）メチル］―５―ニトロ―１―［２―（ピロリジン―１―イル）エチル］―１Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール及びその塩類

【通称名】Ｅｔｏｎｉｔａｚｅｐｙｎｅ、

Ｎ―Ｐｙｒｒｏｌｉｄｉｎｏ　Ｅｔｏｎｉｔａｚｅｎｅ

1. １，２―ジフェニル―２―（ピロリジン―１―イル）エタン―１―オン及びその塩類

【通称名】α―Ｄ２ＰＶ、Ａ―Ｄ２ＰＶ

1. ２―（３―メトキシフェニル）―２―（プロピルアミノ）シクロヘキサン―

１―オン及びその塩類

【通称名】Ｍｅｔｈｏｘｐｒｏｐａｍｉｎｅ、ＭＸＰｒ

1. （１）から（４）までに掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日

令和４年３月８日

大阪府健康医療部

生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ

　TEL:06-6941-9078（直通）

　FAX:06-6944-6701